平成２５年（フ）第１０８１５号
東京都中野区本町６丁目４－１－122
債務者　光股　　亨
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長沢美智子
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月17日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８２０号
茨城県牛久市牛久町161－２
債務者　黒須由紀夫
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三森　友季
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６５２号
神奈川県川崎市高津区上作延451－１－202
債務者　金城　　仁
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉亜希子
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７１４号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目317番地
債務者　小谷中準一
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本井　克樹
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７１５号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目317番地
債務者　小谷中三子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本井　克樹
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７１６号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目317番地
債務者　小谷中悦典
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本井　克樹
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８２８号
神奈川県大和市下鶴間2047番地　コトーつきみ野813号
債務者　生田　　直
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　謙
4　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８５５号
札幌市白石区栄通18丁目４番１－402号
債務者　佐藤奈保美
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０８号
札幌市清田区里塚３条２丁目５番８号　里塚あおぞら
債務者　岸　　尚樹
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７２号
札幌市西区発寒１条３丁目５番３号　プレザントＫハイツ１－202号
債務者　太田　里香（旧姓武永・辻）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１８７号
北海道江別市野幌松並町32番地の８　103
債務者　泉　　幸子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２０６号
北海道石狩市花川南６条２丁目50番地
債務者　永田　絵理
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７５号
札幌市白石区中央３条５丁目４－30　長野病院、住民票上の住所札幌市白石区北郷１条１丁目７番33号
債務者　本田　妙子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３２６号
札幌市東区北37条東６丁目３番22号　クリスタルハイツＲ１－303号
債務者　源田つぐみ（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４２８号
札幌市西区二十四軒２条５丁目１番17－603号
債務者　福徳　榮子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４４１号
札幌市東区北38条東９丁目１番35号　エトワールＡ202号
債務者　門別　映彦
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部